

建築工事に関する設計監理業務委託設計事務所等選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築工事に関する設計監理業務(以下「設計監理業務」)という。)の委託契約において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2、第1項第2号を適用し、随意契約する場合の契約相手方(以下「設計事務所」という。)の選定方法について定める。

(設計事務所等選定方式)

第2条 設計事務所の選定は、設計監理業務の内容に応じ、技術提案(プロポーザル)又は特命による随意契約(以下「特命随意」という。)の方式によるものとし、適用の基準は、次表のとおりとする。

選定方式区分	設計監理業務の内容
見積合せ	高度な技術水準を必要としないもので、対象工事の規模、構想等が決定しているもの
技術提案	高度な技術水準を必要とするもので、対象工事の規模、構想等に関する技術提案の課題条件を設定することができるもの
特命随契	1 増改築、改修、継続等の工事で、既存施設又は工事の内容に精通している特定の者に委託することを必要とするもの 2 高度な創造性又は技術を必要とする工事を対象とするもので、特定の者に委託することにより成果が期待できるもの 3 その他特命随契によることが適当と認められるもの

2 前項に定めるほか、記念構造物等特殊な工事を対象とする設計監理業務で担当部長が別に指定するものについては、設計競技の方式によることができる。

(設計事務所等の範囲)

第3条 設計事務所等は、原則として市の入札参加資格者名簿に登録されている者から選定する。

(設計事務所等選考委員会)

第4条 設計事務所等の選定を公平かつ適切に行うため、設計事務所等選考委員会を設ける。

(実施細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、設計事務所等選考委員会の構成、運営、設計事務所の選定に関し、必要な事項は担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。